

マンション管理組合は個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」に該当するか。

→ 2つの視点から、該当しないと推察する。

1. 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項の前段部分において、管理組合は、法の対象となる「個人情報取扱事業者」に該当するか。

→ 該当する

法第2条第3項

この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 国の機関
- 2 地方公共団体
- 3 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 4 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 5 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

「事業の用に供している」については、以下のような見解がある。これによれば、管理組合は「個人情報取扱事業者」になりえる。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても個人情報取扱事業者

に該当し得る。
個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン
経済産業省 平成16年10月

2. 法第2条第3項の但し書き以降において、管理組合は法の対象となる「個人情報取扱事業者」に該当するか。

→ 該当しない。ただし、大規模マンションでは該当する場合がある。

個人情報保護に関する法律施行令第2条

法第二条第三項第五号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人を除く。）の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）

ハ 電話番号

二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

上記によれば、管理組合は「特定の個人の数」「の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者」に該当し、「個人情報取扱事業者」になりえない。

ただし、上記基準を超える、いわゆる大規模マンションでは「個人情報取扱事業者」になりえる。

マンション管理組合の課題

財団法人マンション管理センターが監修している「マンション標準管理規約」（平成16年）では、管理組合の「組合員名簿の作成および管理」の義務を規定しています。

管理組合は「個人情報取扱事業者」には該当しないと推察しますが、この義務を履行する際には、法の主旨に基づいて、個人情報保護に関する十分な対策が必要と考えます。

特に近年、防犯カメラを設置しているマンションが多く見られますが、記録される画像について、特定の個人が識別できる場合には「個人情報」に該当するものと解釈されています。（内閣府～個人情報に関するHP等）

防犯カメラを設置しているマンションでは、映像記録の保管方法の要綱をまとめた「細則」を作成する等の対策をされてみてはいかがでしょうか。